

# 高橋虫麻呂の桜花の歌の創作

竹本 晃

はじめに

歌群全体の理解の見直しをはかる。

## 第一章 天平四年説・天平六年説とその問題点

まずは『万葉集』巻第9の1747～1752番歌の題詞を掲げる。<sup>(1)</sup>

春三月に、諸の卿大夫等の、難波に下る時の歌二首 并せて短歌

(『万葉集』巻第9の1747～1750番歌の題詞)

難波に経宿りて明日に還り来る時の歌一首 并せて短歌

(『万葉集』巻第9の1751・1752番歌の題詞)

だが、このような特徴がみられることによって、年代の記されていない長歌三組の一群の詠まれた順序を決めることができるのである。

ところが、そうした点をふまえても議論の分かれるところがある。それは、これらの歌群がいつ詠まれたかである。題詞には「春三月」としか記されていない。それでも後期難波宮造宮に関わる歌と考えられるため、おおよその年代は絞り込めているが、天平四年説と天平六年説に分かれているのが現状である。

本稿は、この年代を再検討することを目的とするが、議論の分かれ目は、歌の解釈と高橋虫麻呂の動向をどのように理解するかにある。歌の解釈のところでは、平城・難波の往還で詠まれた歌のなかの「君」を聖武天皇か藤原宇合とするかで大きく意見が分かれ、それと関連して高橋虫麻呂がどのような目的で平城・難波間を往復したのかという具体的な事象に問題が生ずる。よって、これらの二つの論点を明確にし、年代を絞り込むとともに、三組六首の桜花の

ある年の春三月に、卿大夫たちが平城京から難波に向かう途次のことを高橋虫麻呂が詠んだ二組の長短歌が前者にあたる。後者は、難波で宿泊して、翌日平城京に戻るさいのことを詠んだ長短歌である。歌の内容は、いずれも竜田地域の桜に関するもので、往還路の中間に位置する大和川の沿岸の桜を見ながら歌を想起したと考えられている。

また、後期難波宮造宮に関わる往還であるという点も共通見解である。神龜三年(七二六)十月に藤原宇合が知造難波宮事に任命され、天平四年(七三二)三月に知造難波宮事従三位藤原朝臣宇合らが褒賞を受け、天平六年(七三四)

三月に聖武天皇が難波宮に行幸する<sup>(4)</sup>という流れがあり、当該歌群をそのなかのどこに位置づけるかが焦点となっている。

「春三月」を天平四年とみる説は、後期難波宮の完成に伴う天平四年三月の褒賞記事を重視し、後期難波宮の完成によって平城京に帰還した造宮関係者が、「其の完成行賞を自慶して、長官宇合を擁して」再び難波宮へ赴き、その途次に詠まれた歌だと考える<sup>(6)</sup>。

天平六年説との論争のなかで、天平四年説が批判されている点は、1749番歌の末尾に「君がみ行きは 今にしあるべし」とあるところの「君」が、「み行き」だけに天皇（聖武天皇）にあたるのではないかという点である。よって、この「君」を藤原宇合とみなす天平四年説にとつては不利な材料となる。

この「君」について、藤原宇合では成り立たない理由として、天平六年説論者は以下の事例をあげている<sup>(7)</sup>。

梓弓 爪引く夜音の 遠音にも 君の御幸を 聞かくし良しも

（『万葉集』巻第4の531番歌）

大君の 行幸のまにま ものふの 八十伴の男と

出でて行きし 愛し夫は（後略）

（『万葉集』巻第4の543番歌）

大君の 行幸のまにま 我妹子が 手枕まかず 月そ経にける

（『万葉集』巻第6の1032番歌）

右の三例は、『万葉集』にみられる「みゆき」（三例とも訓読は原文と同じ）と訓まれる事例である。たしかに、いずれも天皇の行幸を表している。井村哲夫氏が指摘するように、本来なら天平四年説論者は、天皇の行幸ではない「みゆき」の事例を提示すべきである<sup>(8)</sup>。それが現状では皆無であるから、天平四年

説論者にとつて分が悪いと考えられている。

これに對して、金井清一氏は、土屋文明『萬葉集私注』の説を継承し、歌群としての内容の関連性を重視し、関連する歌のなかに出てくる「君」の対象をそこだけ変更する必要はないとし、一步も譲らない<sup>(9)</sup>。あくまでも「君」の対象を藤原宇合であるとす。

一方で、天平六年説<sup>(10)</sup>の積極的な根拠は、後期難波宮造宮が完了した最初の行幸が天平六年（七三四）三月にあたるという点である。そしてその同じ三月に、行幸の下検分ないしはその準備のため、先発隊として難波宮に向かった一行に高橋虫麻呂がいて、そのさい桜の長短歌を詠んだと解釈する。

天平四年説も天平六年説も、ほかに大きな根拠があるというわけではなく、「君がみ行きは 今にしあるべし」の「君」と「みゆき」の解釈次第で分かれているという状況である。比較的近年の評価では、天平六年説の方が支持されている<sup>(11)</sup>。

では、どちらかの説が正しいのであろうか。じつはそれぞれ難点がいくつもある。まず天平四年説では、なぜわざわざ難波宮まで出向いて褒賞を受けなければならぬかという点である。天皇は平城宮に居ることはもちろん、この時の造宮関係者たちも平城京に戻ってきているはずである。褒賞を受けるとすれば、平城宮と考えるのが自然である。

また、褒賞を受けるために難波宮へ向かうにしても、高橋虫麻呂のみ何度も往復している点は説明できない。1747・1748番歌では、藤原宇合は難波への往路のみであるが、虫麻呂は往復している。1749・1750番歌では、虫麻呂は再び難波へ向かっている（往路のみ）。1751・1752番歌では、虫麻呂の難波からの復路のみとなっている。かりに難波宮で褒賞があったとしても、何のために虫麻呂が何度も往復しているのかを説明できなければ、天平四年次の歌と言うことはできない。

天平六年説の方は、三月十日の行幸のための下準備というが、そこになぜ虫

麻呂が出てくるのがまず疑問である。いったい虫麻呂が何の職務に就いているのか、天平十六年説では何ら説明がない。しかも、何度も往復している点は、天平四年説と同様に不可解である。それに、そもそも公卿が行う下準備とはいかなるものが不明である。国司や郡司など、行幸路の地域を代表する者たちならまだしも、公卿の下検分という状況が理解できない。どちらかといえば、公卿は行幸に従駕するものである。

このように、天平四年説も天平六年説も、成り立たせるにはかなり多くの難点を克服しなければならぬ。こうした問題を少しでも解決するためには、高橋虫麻呂がどのような立場で平城京と難波を往還しているのかを明らかにしなければならぬ。そのために、次章では高橋虫麻呂と藤原宇合との関係をみていきたい。

## 第二章 高橋虫麻呂と藤原宇合

高橋虫麻呂は、契沖以来、藤原宇合の庇護のもとにあった歌人であると考えられている<sup>12</sup>。近年の傾向も変わらない<sup>13</sup>。そして、その関係が築かれたのは、宇合が常陸守として東国に赴任した時であろうというのが通説である。宇合は、養老三年（七一九）七月に常陸国守として安房・上総・下総の三国の按察使に任命されたが、この時に虫麻呂が常陸介・掾・目のいづれかであったのではないかというのが契沖以来の考えである。

『万葉集』巻第6の971番歌の題詞「四年壬申、藤原宇合卿、西海道の節度使に遣はさるる時に、高橋連虫麻呂が作る歌一首」にみられるように、天平四年（七三二）に宇合が節度使を拜命した時に、虫麻呂が餞別歌を詠んでいることから、二人はかなり近い関係にあったことは疑いない。

ところが、虫麻呂が常陸国司などに任命されたという形跡はどこにもないにもかかわらず、この推定が長く受け入れられてきた。たとえ任命されていたと

しても、職の上下関係という一過性の関係に庇護関係を求めるのはやはり無謀ではないか。その程度のことでは庇護下に入るといふなら、全国の国司の任命数からして、膨大な数の庇護関係を想定しなければならぬであろう。

そもそも庇護下にあったとは具体的にどのような状態を言うのか何も示されていない。あえて諸説を読み取るなら、貴族お抱えの歌人のような形態をイメージしているように思えてならない。たとえ虫麻呂に在任の官職があったとしても、それを離れて諸国をめぐって歌の創作活動ができるとはどうい考えられない。過所もないのに、どのようにして各関を通過するのであるうか。

いずれの官職に就いていなかった場合でも、雇夫としてなら庇護という形はあり得ようが、歌を創作する技術からして一般公民ではない。またこの時期にはまだ、地方豪族の子弟が国家のシステムの枠外で貴族に私的に雇用されることもないはずである。

虫麻呂については、任官記事はみえないので、状況証拠から推測するしかないのが現在の研究状況である。宇合と近い関係で出てくるから、宇合との関係で解決しようというこれまでの流れも理解はできる。そのように考えるならば、むしろ通常想定されるのは、私的な庇護関係ではなく、宇合の家政機関に所属する下級官人とみるべきである。

これについては、かつて家令などを想定する意見はあったけれども、有位者である家令クラス（本主は三位以上）となれば、中央や地方の官職に転任する機会が増え、正史に掲載される確率が高まる。しかし現実には、虫麻呂が正史には記載されることはなかった。『万葉集』においても、官職をうかがわせるような通称もなされていない。このように条件をしばっていくと、ここはやはり藤原宇合家の資人とみておくのが穏当であろう。

ことに万葉の世界では、正史に出てこない歌人たちを謎めいたように書き、また宮廷歌人なる身分を想定したりするけれども、家政機関への配属は、中央・地方官職への任官ではないから、正史に載らないのがふつうである。家政機関

で働く帳内・資人たちの多くは有位者ではない。叙位でもない限りは正史には載らない。逆に言えば、『万葉集』では有名だが正史未掲載の人たちは、おおよそいずれかの家政機関で働いているものと考えるのがふつうの見方であろう。架空の人物でもなければ、謎めいてもいい。

そのような視点で、天平十四(七四二)十二月十三日付の高橋虫麻呂優婆塞貢進文<sup>(16)</sup>をみると、同一人物であるか否かを論じる必要もなくなる。ここにみえる高橋虫麿は、天平十四年(七四二)に少初位上であった。詠んでいる歌から導き出せる高橋虫麻呂のおおよその活動時期は、養老・神亀・天平初年と考えられている。節度使の餞別歌が天平四年(七三二)である。このあたりの時期に、宇合家の資人として配属されていたなら、まだ無位であったであろう。なぜなら資人のほとんどは、まだ位階を持つに至っていないからである。天平初年に無位で、天平十四年ごろに少初位上になっているなら、年代的にもちょうど合ってくるのである。そのように考えると、ここに見える高橋虫麿は、何の問題もなく同一人物とみることができよう。

また、この優婆塞貢進文の宛先が皇后宮職であることも、そのことを裏づける一助となる。家政機関の本主である藤原宇合は、天平九年(七三七)に亡くなっている。藤原麻呂家の事例などをみると、本主の死後、別の家政機関へ移管される資人がいること<sup>(17)</sup>から、宇合家の資人であった虫麻呂が、宇合の死後、皇后宮職に配属された可能性が考えられるのである。皇后宮職は、いわずもがな藤原光明子の家政機関である。宇合と光明子との関係からして、十分起こりうる措置である。したがって、高橋虫麻呂は、宇合家の資人であったが、本主宇合の死後、皇后宮職の舎人として配属されたものと考えられる。

つぎに、高橋虫麻呂の出身地について少しふれておきたい。出身地については、畿内説と東国説に大きくわかれていた。東国説は、中西進氏が提唱した説で、出身者がわかる高橋氏のうち、畿内出身者が一名も確認できないことや、膳臣が高橋朝臣を名乗る不思議さから、高橋連は東国の高橋朝臣に吸収された氏族

で、虫麻呂は東国出身者であろうと推測した<sup>(18)</sup>。

これに対して坂本信幸氏は「筑波山に登る歌一首」(巻第9の1757番歌)では「草枕 旅の憂へを 慰もる 事もありやと 筑波嶺に 登りて見れば」と常陸での生活を旅と捉えていることや、「河内の大橋を独り行く娘子を見る歌一首」(同1742番歌)の反歌(同1743番歌)では、「大橋の 頭に家あらば」と河内の大橋のたもとに家があることを願望する発想からして、大和国に家を構えていたと推定し、東国出身説を否定する<sup>(19)</sup>。錦織浩文氏も、坂本説を補強し、都人の立場で詠んでいると追隨する<sup>(20)</sup>。

本稿でも畿内説を支持するが、念のため東国説を否定しておく。東国説の根拠の一つは、『新撰姓氏録』をあげて高橋朝臣との関係で捉えていることである。しかし、高橋朝臣(皇別)は、高橋連(神別)とはまったく別の氏族であることは言を俟たない。高橋連は、『新撰姓氏録』の右京神別上・山城国神別・河内国神別などの項目に収録され、系譜としては物部系に分類されている。

東国説のもう一つの根拠は、出身者がわかる高橋氏のうち、畿内出身者が一名も確認できないという点である。出身者がわかるというのは個人のことである。『新撰姓氏録』は対象としていない。たしかに『新撰姓氏録』には、平安京右京・山城国・河内国のように帰属を示しているけれども、個人を特定できるわけではない。そういう点では、畿内説論者も批判しあぐねている。

ところが、平城宮から出土した河内国の歴名木簡に「高橋連稻」の名がみえる<sup>(21)</sup>。細かい年代ははっきりしないが、奈良時代の木簡であることは確実である<sup>(22)</sup>。これは、奈良時代における確実な畿内出身の高橋連と言える。この木簡は、今からすると、とくに新発見ではなく、『平城宮発掘調査出土木簡概報(十八)』(一九八五年)に掲載されている。東国説が出されて後のことであるが、畿内説論者はふれることがなかった。

それはともかく、『新撰姓氏録』の情報を合わせると、平安初期の段階には、平安京内・山城国・河内国に高橋連を確認でき、そのうち河内国には奈良時代

における確実な個人の事例がみられた。高橋虫麻呂の本貫地が河内国であると断定できないが、畿内出身である可能性は高まったと言えらる。なお、物部系であることや、『日本書紀』の歌謡の「石上 布留を過ぎて 薦枕 高橋過ぎ…」<sup>(23)</sup>にみえる高橋という地名から、石上神宮付近を想定する向きもあるが、<sup>(24)</sup>実例がないので今のところ可能性の一つとしか言えない。

### 第三章 桜花の歌の時期

高橋虫麻呂が藤原宇合の資人であったとすると、桜花の歌の内容も通説とは異なり、ずいぶん明瞭になる。関係歌を一覧する。

春三月に、諸の卿大夫等の、難波に下る時の歌二首 并せて短歌

白雲の 竜田の山の 滝の上の

小桜の嶺に 咲きををる 桜の花は

山高み 風し止まねば 春雨の 継ぎてし降れば

上枝は 散り過ぎにけり 下枝に 残れる花は

しましくは 散りなまがひそ

草枕 旅行く君が 帰り来るまで

(巻第9の1747番歌)

#### 反歌

我が行きは 七日は過ぎじ

竜田彦 ゆめこの花を 風にな散らし

(1748番歌)

白雲の 竜田の山を 夕暮に うち越え行けば  
滝の上の 桜の花は

咲きたるは 散り過ぎにけり

含めるは 咲き継ぎぬべし  
こちごちの 花の盛りに 見さすとも  
かにもかくにも 君がみ行きは  
今にしあるべし

(1749番歌)

#### 反歌

暇あらば なづさひ渡り

向つ峰の 桜の花も 折らましものを

(1750番歌)

難波に経宿りて 明日に還り来る時の歌一首 并せて短歌

島山を い行き巡れる 川沿ひの 岡辺の道ゆ

昨日こそ 我が越え来しか 一夜のみ 寝たりしからに

尾の上の 桜の花は 滝の瀬ゆ 散らひて流る

君が見む その日までには

山おろしの 風な吹きそと うち越えて

名に負へる社に 風祭りせな

(1751番歌)

#### 反歌

い行き逢ひの 坂のふもとに

咲きををる 桜の花を 見せむ児もがも

(1752番歌)

巻第9の1747～1750番歌は、年代不明の春三月に、諸の卿大夫等が難波に下る時の長歌二首と反歌二首である。1747番歌では、平城京から難波への道の途次にあたる竜田付近の大和川の兩岸に沿って咲く桜の花のことが詠まれる。

滝の上の小桜の嶺に咲き誇っていたとおぼしき桜の花が、風や雨の影響が長

引いたため散ってしまったけれども、これから咲こうとしている花もまだあって、だからどうか「旅行く君」が帰ってくるまで散らなくておくれと、桜花を通して「旅行く君」の帰りを待ち望む歌である。

この題詞と歌からは、虫麻呂が家政機関の本土である藤原宇合とともに、難波へ下っている様子がわかる。難波へは難波宮造営にかかわる公務で赴いたと考えてよい。

続く反歌をみると、「我が行きは 七日は過ぎし」という。ここでは、虫麻呂は難波で用事を済ませてすぐ平城京へ戻るが、宇合は難波にしばらく滞在することをほめかす。そして「ゆめこの花を 風にな散らし」には、虫麻呂自身が開花した桜を見ようという願いが込められている。ここで桜を見ておくことは、あとの歌につながる前提条件であったとも言える。

こうしたなかで問題となるのは、歌の詠まれた時期である。第一章で検討した天平四年説も天平六年説も、難波宮造営が終わり、平城京に戻ってひと段落してからの出来事として捉えている。虫麻呂が宇合家の資人であるとすれば、難波宮造営が終わっているのに再び難波に下向し、本土の宇合のみが難波に残るけれども、資人たちは帰京するという考えにくい状況を想定しなければならなくなる。これでは何のために資人がついてきているのかがわからない。

このように、天平四年説も天平六年説も成り立たないけれども、逆に言うと、本土が難波に残り、資人が帰還するという状況を想定すればよい。そうした状況があてはまるのは、難波宮の造営開始しかないであろう。つまり、この長短歌は、難波宮造営にかかる最初の動きと捉えられるのである。

宇合を含む難波宮造営関係者たちが、それぞれの資人たちを伴って難波に拠点を置くために下向した。このように考えると、知造難波宮事である藤原宇合は難波に残って陣頭指揮を取り、資人たちは本土の必要物資を難波へ運ぶためにいったん平城京へ戻るという構図が浮かび上がる。

同じ題詞の続きである1749・1750番歌をみると、そのことがいっ

そう明確になる。「白雲の 竜田の山を 夕暮に うち越え行けば」は、最初の下向ではなく、その次の下向とみられる。移ろう桜の花の様子からして、1747番歌と1749番歌とは同じ時間ではない。虫麻呂はいったん平城京に戻ったが(1747・1748番歌)、再び竜田の山を越えることになったという状況を想定できる。しかも、時は夕暮れであった。このような明らかな宿泊を伴う移動は、繁多な状況を示しているにほかならない。

桜の開花の様子をみると、1747番歌時における滝の上の桜の花のうち、咲いてしまったものは散ってしまったが、まだ咲いていないものもあり、これから咲いていくのだろうと予想している。これは明らかに1747番歌より時間が進んでいる。諸説の多くは、同じ題詞で括られているゆえ、1747・1750番歌を同じ時のものとしてひとまとめに捉える傾向がある。しかしそうではなく、頻繁に平城京と難波を往復するなかの特定の場面を並べたと捉えた方がよい。それをある時にストーリー仕立てで詠んだのであろう。

花の盛りの時ではないけれども、「君がみ行きは 今にしあるべし」とあるのは、なかなか平城京に帰って来られない状況を示しており、虫麻呂自身も「暇あらば」(反歌)とあるように、余裕がない状況であった。これら四首は同じ「春三月」のことである。資人の虫麻呂は、何度も往復し、本土の難波の拠点に物資を運んでいたのであろう。

さてここで、1749番歌の「君がみ行きは 今にしあるべし」について言及しておきたい。第一章において、天平六年説の論者がこれを行幸と捉え、「君」を天皇とみた。資人として考えてきたこれまでの行論からすれば、それが成り立たないことは明白である。

ただ、資人云々を抜きにしても、そもそも題詞に1747・1750番歌の四首括りとされていること自体が、天皇行幸ではあり得ないことを示している。なぜなら、題詞には、「春三月に、諸の卿大夫等の」と明記されているからである。<sup>26)</sup> 行幸なら天皇のことが題詞に反映されるはずであろう。これを見るだけ

でも、金井清一氏が主張するように、同じ歌群で「君」の対象を変える必要はないとすべきことがわかるであろう。<sup>(26)</sup>

さらに言えば、「みゆき」という表現は、天皇にしか用いないとする天平六年説の根拠も、すべてが通じるわけではなさそうである。前述したほかの「みゆき」の事例の原文が、「行幸」（巻第4の543番歌・巻第6の1032番歌）、「御幸」（巻第4の531番歌）というよくみられる用語であるのに対して、1749番歌の「みゆき」は「三行」である。<sup>(27)</sup> 資人が本主に対して尊敬表現を用いることは、長屋王家木簡（長屋親王など）などですでに知られるところとなっている。ここでも、同じような状況が考えられる。本主に対して「みゆき」と表現するものの、文字化の時にはやや憚って文字使用を変えたのであろう。

つぎに、難波に一泊した翌日の復路に関する長短歌（1751・1752番歌）に目を向けたい。「島山をい行き巡れる川沿ひの岡辺の道ゆ」とあるように、具体的な竜田道の景観が詠まれており、続けて「昨日こそ我が越え来しか一夜のみ寝たりしからに」からは、間髪おらずに往復していることも読み取れる。繁多な状況は、1747～1750番歌と継続している。

一方の桜の花も、どんとんと散って滝の瀬に流れていく様子がかがえ、「君が見むその日までには」これ以上風は吹かないでくれと祈っている。桜の花が残り少ないとなると、1747～1750番歌よりも時間は進んでいるものと考えられる。反歌も、「行き逢ひの坂のふもとに」行けば、まだ「咲きををる桜の花」があるらしく、虫麻呂が宇合に見てほしかった滝の上の桜の花がなくなっただとしても、まだなんとかなると希望を残している。<sup>(28)</sup>

しかし、結局のところ、「君」である藤原宇合は桜の花を見ていない。いや、むしろそのことは自明のこととして詠まれているようである。難波宮造営の初期段階であれば、しばらく平城京に還ってくることはない。資人である虫麻呂は、難波での拠点作りのために平城京との往復を繰り返す。一方の宇合は、難

波で指揮を執らなければならない。

このように、宇合と虫麻呂の置かれた状況を加味し、桜の花が見られないことを自明とするなら、歌の本意としては、宇合の今すぐの帰還を願うというやり、できるだけ迅速な任務遂行を祈願して詠まれたのではないか。拠点作りがひと段落すれば、資人たちは平城京にある宇合家の本宅での業務が主となるであろう。したがって、その別れの場において、一連のストーリー仕立てで披露されたと考えられる。このようにみると、全六首が連作関係にあるものと捉えて何の問題もない。

なお、あえて題詞の「春三月」を特定するなら、宇合が知造難波宮事に任命された神龜三年（七二六）十月のつぎの春三月と<sup>(30)</sup>考えて、神龜四年（七二七）三月がふさわしい。作歌年代も同年あたりとなるであろう。

#### おわりに

三組六首の桜を詠んだ高橋虫麻呂の歌は、題詞冒頭の「春三月」がいつかという問題をめぐって、さまざま論争がなされてきた。そのなかでも天平六年説が、近年では通説化しつつあった。けれども、六首の捉え方のところで、天平六年説でも齟齬が生じることがわかり、虫麻呂が何者かを検討することこそが解決の糸口となった。

その虫麻呂は、契沖以来、常陸国司やその属官だと考えられることが多かったが、近年では家政機関についての研究が飛躍的に進んだこともあり、虫麻呂と宇合との関係は、私的なものではなく、公的な宇合家の資人とみるのが妥当であるとの結論に至った。

その二人の関係をふまえて三組六首の桜の歌をみると、これまでとは異なる世界がみえてきた。この六首は、難波宮造営の準備を含めた初期段階のものとみられ、宇合家の資人虫麻呂は、難波宮造営において本主宇合の拠点作りの

ため、難波へ何度も下向する様子を桜の花とともに詠んだものであった。その歌が表す年代は、難波宮造営の初期段階であることを考慮すると、神亀四年(七二七)三月のことと結論づけられた。

また、歌全体については、一見桜を主題にしているようで、字合の滞りのない任務遂行を祈願することが本意であったと考えられ、拠点作りが整った段階で、別れの場合(難波)において披露された一連の歌とみた。桜の花を見られないうちにあえて見てほしいと詠うこの六首には、しばらく時間を要するのはわかっているけれども、できるだけ早い本主の帰還(任務遂行)を求めた資人としての願いが込められている。高橋虫麻呂は、そうした願いをきわ立って表現するために、時の流れを意識させる移ろう桜の花を一種の演出装置として用いたのではなかったかと想像する。

## 注

- (1) 『万葉集』の原文・訓読は、すべて小島憲之ほか校注・訳『萬葉集①』④(全四冊)『新編日本古典文学全集(小学館、一九九四～一九九六年)』を参照。
- (2) 『続日本紀』神亀三年(七二六)十月庚午条。『続日本紀』は、青木和夫ほか校注『続日本紀一～四』岩波書店、一九九〇～一九九八年)を参照。
- (3) 『続日本紀』天平四年(七三二)三月己巳条。
- (4) 『続日本紀』天平六年(七三四)三月辛未条。
- (5) 青木生子ほか校注『萬葉集』二 新潮日本古典集成(新潮社、一九七八年)、小島憲之ほか校注・訳『萬葉集②』(全四冊)『新編日本古典文学全集(小学館、一九九五年)、伊藤博『萬葉集釋注五』(集英社、一九九六年)。
- (6) 土屋文明『萬葉集私注五 新訂版』(筑摩書房、一九七六年)。
- (7) 坂本信幸「花之盛尔雖不見左右」万葉集卷九・一七四九番の訓話―『ことばとことのは』第十集、一九九三年、井村哲夫「高橋虫麻呂―第四期初発歌人説・再論―」(『憶良・虫麻呂と天平歌壇』翰林書房、一九九七年)、新谷秀夫「虫麻呂の難波に下る時の歌」(『神野志隆光・坂本信幸編』「セミナー」万葉の歌人と作品』第七卷、山部赤人・高橋虫麻呂、和泉書院、二〇〇一年)。

- (8) 井村氏前掲注(7)論文。
- (9) 金井清一「高橋虫麻呂と藤原宇合」(『万葉詩史の論』笠間書院、一九八四年)。
- (10) 注釈書類では、武田祐吉「増訂萬葉集全註釋七 卷の八・九」(角川書店、一九五六年)、窪田空穂『萬葉集評釋』第六卷(東京堂出版、一九八五年)、澤瀉久孝『萬葉集注釋』卷第九(中央公論社、一九六一年)などがある。
- (11) 新谷氏前掲注(7)論文。
- (12) 契沖『万葉代匠記』精選本。『万葉代匠記』は、久松潜一校訂『契沖全集』第四卷、萬葉代匠記四(岩波書店、一九七五年、二八二頁)を参照。
- (13) 大石泰夫「高橋虫麻呂をさぐる―氏族・任官・伝説」(中西進編『筥金村・高橋虫麻呂・田辺福麻呂人と作品』おうふう、二〇〇五年)。
- (14) 『続日本紀』養老三年(七一九)七月庚子条。
- (15) 伊藤博「万葉の私家集」(『万葉集の歌人と作品上』塙書房、一九七五年、初出は一九六九年)、菅原準「高橋虫麻呂の作歌年代」『美夫君志』第五一号、一九九五年、錦織浩文「藤原宇合とのかかわり」(『高橋虫麻呂研究』おうふう、二〇一一年)。
- (16) 続々修正倉院古文書、第一帙第三卷(10)裏(『大日本古文書(編年)』第八卷の一五四頁)。東大史料編纂所編『正倉院文書目録六 続々修一』(財団法人東京大学出版会、二〇一〇年)を参照。
- (17) 渡辺晃宏「二条大路木簡と皇后宮―二つの木簡群をめぐって―」(奈良国立文化財研究所編『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告―長屋王邸・藤原麻呂邸の調査―』本文編、一九九五年)。
- (18) 中西進「旅に棲む高橋虫麻呂論」(角川書店、一九八五年)。
- (19) 坂本信幸「高橋虫麻呂論」(『神野志隆光・坂本信幸編』「セミナー」万葉の歌人と作品』第七卷、山部赤人・高橋虫麻呂、和泉書院、二〇〇一年)。
- (20) 錦織氏前掲注(15)論文。
- (21) 奈良文化財研究所編『平城宮木簡七』(八木書店、二〇一〇年)一一八九五号木簡。
- (22) 前掲注(21)。
- (23) 『日本書紀』武烈即位前紀、九四番歌謡。
- (24) 金井清一「高橋虫麻呂」(『有吉保ほか編』『万葉集Ⅱ 和歌文学講座 第三卷』(勉誠社、一九九三年)。
- (25) 瀧口翠「高橋虫麻呂の龍田の歌」『上代文学』第一二二号、二〇一四年)。
- (26) 金井氏前掲注(9)論文。
- (27) 「三行」(みゆき)の文字遣いを天皇以外とみなしたものととして、桜井満「高橋虫麻呂」

呂」(和歌文学会編『和歌文学講座 第5巻 万葉の歌人』桜楓社、一九六九年)や、瀧口氏前掲注(25)論文などがある。

(28) 「見せむ見もがも」の「見」については、瀧口氏前掲注(25)論文を参照。これまでこの反歌のみまったく独立した歌として捉えられてきたが、瀧口説を参照し、宇合を指すものとして理解した。

(29) 瀧口氏前掲注(25)論文。

(30) 『続日本紀』神亀三年(七二六)十月庚午条。